事務事業マネージメントシート

一般財源

事業費計(A)

千円

千円

13,470

13,470

12,198

12,198

12,971

14,342

12,317

13,357

16,438

17,688

作成日	今和7	午	Ω/	В	ΛQ	П

事務事業名 乳幼児健康診査事業 担当 健康福祉部 こども家庭課 母子健康係 政策名 2 「笑顔づくり」~安心と元気アップ!~ 総重(総合計画重点事業) 総新(総合計画新規事業) 総重(総合計画重点事業) 総計(総合計画新規事業) 関連個別計画 写育て支援事業計画 単年度のみ 毎年度実施(開始年度 昭和42 年度~) 毎年度実施(開始年度 昭和42 年度~) 期間限定複数年度(年度~ 年度) 予算科目 1.保健衛生費 2.予防費 1.一般会計 4.衛生費 1.保健衛生費 2.予防費 1.保健衛生費 2.予防費 日初児の健全な寿育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。	計価刈象平長	₹1	叫0 平皮		3-10 3-2		· · · ·	1F成口 マ和/ 年 04 月 09 口				
施策名 1 子育で支援の充実	事務事業名	乳幼儿	尼健康診査 事	事業			担当	健康福祉部 こども家庭課 母子健康係				
関連個別計画 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 真岡市健康 2 1 ブラン 真岡市子ども・子育て支援事業計画 事業期間 毎年度実施 (開始年度 昭和42 年度〜) 毎年度実施 (開始年度 昭和42 年度〜) 期間限定複数年度 (年度〜 年度) 予算科目 1.一般会計 4.衛生費 1.保健衛生費 2.予防費 別間限定複数年度 (年度〜 年度) 予算科目	政策名	2	「笑顔づく	り」~安心と元気	アップ!~							
フィー フ	施策名	1	子育て支援	の充実								
法令根拠 母子保健法 予算科目 1.一般会計 4.衛生費 1.保健衛生費 2.予防費 □ 期間限定複数年度 (年度~ 年度) 予算科目 予算科目 予算科目 「乳幼児健診」 母子保健法第12.13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 「歯科検診等」 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高くなるため、2歳時に集団検診、4歳児に対しフッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めている。 (新生児聴覚検査費用助成) 先天性の聴覚験者を費用助成 1 先天性の聴覚験者の年期発見・療育を目的に聴覚検査費用(上限5千円)を助成する。(令和元年度より) 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見・を育めに、1か月児健康診査費助成 1 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見を目的に、1か月児健康診査費用(上限5千円)を助成する。(令和5年度より)	関連個別計画				真岡市健康 2 1 プラ	ン 真岡市子ども・	NV 44-7-					
予算科目 1.一版云前 4.相主員 1.休健削主員 2.7的員 一	法令根拠	母子伯	保健法				事業期間					
予算科目 【乳幼児健診】 母子保健法第12,13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 【歯科検診等】 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高くなるため、2歳時に集団検診、4歳児に対しフッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めている。 【新生児聴覚検査費用助成】 先天性の聴覚障害の早期発見・療育を目的に聴覚検査費用(上限5千円)を助成する。(令和元年度より) 【1か月児健康診査費助成】 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見を目的に、1か月児健康診査費用(上限5千円)を助成する。(令和5年度より)	予算科目	1	一般会計	4.衛生費	1.保健衛生費	2.予防費		□ 期間限定複数年度 (年度~ 年度) 				
【乳幼児健診】 母子保健法第12,13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 【歯科検診等】 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高くなるため、2歳時に集団検診、4歳児に対しフッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めている。 【新生児聴覚検査費用助成】 先天性の聴覚障害の早期発見・療育を目的に聴覚検査費用(上限5千円)を助成する。(令和元年度より) 【1か月児健康診査費助成】 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見を目的に、1か月児健康診査費用(上限5千円)を助成する。(令和5年度より)	予算科目											
母子保健法第12,13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 【歯科検診等】 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高くなるため、2歳時に集団検診、4歳児に対しフッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めている。 【新生児聴覚検査費用助成】 先天性の聴覚障害の早期発見・療育を目的に聴覚検査費用(上限5千円)を助成する。(令和元年度より) 【1か月児健康診査費助成】 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見を目的に、1か月児健康診査費用(上限5千円)を助成する。(令和5年度より)	予算科目						1					
	事業概要	【乳幼児健診】 母子保健法第12,13条に基づき、乳幼児の健全な発育・発達を促すために、乳幼児の節目である、4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に健診を行い、疾病または異常の発見と予防に努める。また、成長・発達の評価を実施すると共に、保護者に対する育児支援を行う。 【歯科検診等】 むし歯罹患率は月齢が進むに連れ高くなるため、2歳時に集団検診、4歳児に対しフッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めている。 【新生児聴覚検査費用助成】 先天性の聴覚障害の早期発見・療育を目的に聴覚検査費用(上限5千円)を助成する。(令和元年度より) 【1か月児健康診査費助成】 乳児の発育発達促進と疾病の早期発見を目的に、1か月児健康診査費用(上限5千円)を助成する。(令和5年度より)										

①手段	(主な	活動)			④ 混	動指	標(事務事業の活動量を表す指標)の	推移					
6年度第					\sqsubseteq		名称	単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見)
【乳幼児健診】 年間合計52回実施 2歳児歯科検診・・年間12回実施 2歳児歯科検診・・・年間12回実施 4歳児フッ素塗布・・真岡市歯科医師会に委託 駅内医療機関に委託(県外医療機関は扶助費) 【1か月児健診】 県内医療機関に委託(県外医療機関は扶助費) 7年度計画					ア	:	児健康診査受診者数		2232	1963	1870	2319	2420
					1	イ 新生児聴覚検査受診者数			505	432	434	410	480
					ウ 1か月児健康診査助成数				-	-	363	389	480
【乳幼児健診】 年間合計51回実施 【歯科検診等】 2歳児歯科検診・・・年間12回実施 4歳児フッ素塗布・・・真岡市歯科医師会に委託 【新生児聴覚】 県内医療機関に委託(県外医療機関は扶助費)			Ι										
L 1/J1/-	が地	診】 県内医療機関に委託(県外□	左原機関は大 り	//莫 /	オ								
2)対象	(誰、	何を対象にしているのか)*人や	自然資源等		(5)対	: 象指	標(対象の大きさを表す指標)の推移						
【乳幼	 児健診	;]			Ĕ		名称	単位	3 年度(実績)	4 年度(実績)	5 年度(実績)	6 年度(実績)	7 年度(見)
4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児とその保護者 【歯科検診等】 「歳児、4歳児とその保護者 【新生児聴覚検査】				ア 乳幼児健康診査対象者数				2294	2003	1904	2371	2470	
1 和主が聴見使息」 聴覚検査を受診した新生児とその保護者 【1か月児健康診査】 1か月児健診を受診した乳児とその保護者			1	新生	児聴覚検査対象者数		506	432	439	415	480		
				ウ 1か月児健康診査対象者数				-	-	417	414	480	
				I									
					オ								
		事業によって、対象をどう変える			6月	课指	標(対象における意図された対象の程 名称		移 3 年度(実績)	4 左座(史建)	r 左座/史结\	o 左座(虫结)	7 年度(見込
疾病を	早期に	により健全な発育・発達の評価: 発見し、必要な医療や保健サー 乳幼児の発育・発達を促進する。	ビス等によるi		ア	乳幼	児健康診査受診率	1 年1位	97.2	98.0	98.2	97.8	98.0
					1	新生	児聴覚検査受診者からの有所見率		0.2	0.2	1.1	0.24	0.24
					ゥ	1か月	引児健康診査助成割合		-	-	87.1	93.9	93.9
					I								
					オ								
2) 総事業費の推移 単位 3 年度		実績)	4 年度(実績) 5	年度(実績)	6 年度	(実績)	7 年月	度(見込)			
a 1	国庫支出金	千円			0	0		1,371		1,040		1,250	
	県支出金	千円		0		0		0		0		0	
	事 財 財 派 内	··-	地方債 千円										
^ i	費	内	千円			0	0		0		0		0
支	費	源 地方債 内 訳 その他	千円			0	0		0		0		(

*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 2. 1 次評価の部 ①政策体系との整合性 □ 見直し余地はない □ 見直し余地がある 市の政策体系に結び付き、社会環境や住民ニーズ等を考慮した上で目的は妥当か? (評価理由) 母子保健法に基づき実施しており、乳幼児の健全な発育・発達を促すためにも重要な事業である。 真向市総合計画(施策2-1 子育て支援の充実)、真岡市まち・ひと・しごと創成総合戦略(戦略57,58)にも結び 付き、整合性が図れている。 目的妥当性評価 ②公共関与の妥当性 □ 見直し余地はない □ 見直し余地がある 市が事業に関与する必要があるか? (評価理由) 母子保健法に基づき実施しており、乳幼児の健全な発育・発達を促すためにも重要な事業である。 集団健診、個別健診への費用助成を行うことで、すべての対象者が発達状況の確認と疾病の早期発見の機会を 得ることができるため、安当である。 ③対象と意図の妥当性 ■ 対象・意図を見直す必要はない ■ 対象を見直す必要がある □ 意図を見直す必要がある ・1枚目の②「対象」③「意図」は適切か? (評価理由) 母子保健法に基づき実施しており、また発達段階に応じて適切な時期・内容を設定して実施しているため、対象者 意図は妥当である。 ・対象を限定・追加する必要があるか? ・意図を限定・追加する必要があるか? ④成果の向上余地 □ 向上余地はない □ 向上余地がある ・成果を向上させる余地はあるかどうか?ない場合の理由は適切か? (評価理由) ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? 対象者全員への個別通知のほか、ホームページ、子育てモバイルナビ、ウィークリーニュース、医療機関等への周知等の手段を取り、周知している。 の割知等の手段を取り、周知している。 受診者に対しては、電話・訪問による受診動奨を全数実施している。 疾病等により受診が困難な場合を除き、受診することができている。 ・何が原因で成果向上が期待できないのか? **有効性評価** ⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 ■ 類似事業と統合・連携ができる(類似の事務事業名: ・類似事業はないか、統合や連携はできないか? ■ 類似事業と統合・連携できない(類似の事務事業名: ■ 類似事業はない (評価理由) ⑥事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに実施主体の見直しによりコスト削減をできないか? (評価理由) ・実施方法の適正化によりコスト削減をできないか? 必要な事業を行うため、最小の経費である。 効率性評価 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性) □ 統合 ■ 継続 コスト 診未受診者については、訪問や相談事業などの母子保健事業の中で受診勧奨し、状況を確認できている。 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 課題、課題の克服の方向性 低下 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)